

令和5年4月より

けん り よう ご

# まにわ権利擁護 ステーション

## 権利擁護ステーションとは…

権利擁護ステーションは、成年後見制度の利用促進を行う地域の拠点として、支援が必要な方を適切な制度や機関につなぐ役割を果たします。社会福祉士を中心に、様々な専門職が連携し支援します。

### 相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、権利擁護に関する相談を広くお受けします。

### 広報・啓発

成年後見制度が広く周知され、必要な方が制度の利用につながるよう広報を行っていきます。

### 後見人支援

ご本人に対する適切な支援が行われるよう、成年後見人等を含めた支援チームと連携していきます。

### 手続き支援

ご本人や親族の方が申立てを行う際に、申立て書類の作成や必要書類の準備等についてアドバイスや支援を行います。

### 成年後見制度 利用支援事業

経済的な事情で制度を利用することが困難な方に申立費用や報酬の全部又は一部の助成を行います。

### 成年後見制度ってなに？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。

## お問い合わせ

### まにわ権利擁護ステーション

TEL

(0867) 42-1666

FAX : (0867) 42-1390

受付  
時間

8:30~17:15

(土日、祝日、12/29~1/3を除く)

住所

真庭市久世2927-2  
(高齢者支援課 9番窓口)



# こんな困りごとありませんか？

## ○将来のことが心配

- ・身寄りがないので将来に不安がある
- ・財産管理を任せたいが、誰に頼んでいいかわからない



▶判断能力が十分あるうちに信頼できる人と契約を結んで将来に備えておく任意後見制度があります。

## ○書類の手続きがわからない

- ・福祉サービスを利用したいが、自分で契約ができない
- ・市役所などから書類が届いても、どうすればいいのか分からない



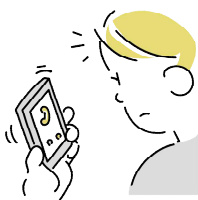
▶後見人等がわかりやすく説明したり、本人に代わって手続きや契約をすることが出来ます。

## ○悪質商法の被害を受けている

- ・よく分からず、必要のない契約をしてしまった



▶成年後見制度を利用していれば、だまされて結んでしまった不必要な契約を取り消すことが出来ます。



## ○お金の管理が難しくなった

- ・何にお金を使ったか思い出せない
- ・物忘れがあり、くり返し通帳をなくしてしまう



▶後見人等が預貯金や年金などの財産を管理して、使い方を一緒に考えたり支払などの支援をします。



## ○認知症になった家族が心配

- ・親の入院費を支払いたいが、親の預貯金を引き出せない
- ・認知症の家族が不動産の管理などの重要な判断が難しくなった



▶成年後見制度を利用すれば、後見人等が本人に代わって預貯金を引き出したり、手続きが出来ます。

## ○障がいのある子どもが心配

- ・家族が支援できなくなったとき、ひとりで生活できるか心配



▶後見人等が今後の財産管理や相続、様々な手続きや契約、身上保護を行い、見守っていきます。



## \\ 後見人の役割 //

### 財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などの管理をします。通帳や証書の保管、相続手続なども行います。

### 日常生活の支援 (身上保護)

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約などを行います。本人の生活を見守り支援します。

### 後見人ができないこと

- ・婚姻、遺言の作成
- ・直接の介護
- ・保証人、身元引受人になること
- ・医療行為の同意 など